

# 参 考 資 料

参考 1	消費税転嫁対策特別措置法の目的及び概要 . . . . .	P 1
参考 2	消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキームにおける 書面調査の役割 等 . . . . .	P 3
参考 3	書面調査における調査票等 . . . . .	P 13
参考 4	執行額等と運用実績の経年比較 [公取部分] . . . . .	P 25
参考 5	消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査結果の推移に ついて (価格転嫁の状況) . . . . .	P 27
参考 6	消費税転嫁対策特別措置法の運用による影響等について . . . . .	P 29



# 消費税転嫁対策特別措置法の目的及び概要

## 1. 目的

平成26年4月及び平成31年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

## 2. 概要

### 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

### 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<平成25年10月1日から施行し、平成33年3月31日限りでその効力を失う。>

(法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長された。)

# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

## 1. 法律の対象となる事業者

	特定事業者(転嫁拒否等をする側)(買手)	特定供給事業者(転嫁拒否等をされる側)(売手)
①	大規模小売事業者	大規模小売業者に継続して商品又は役務を供給する事業者 (注2)
②	右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者 (注1)	○ 資本金等の額が3億円以下の事業者 ○ 個人事業者等 (注2)

(注1) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当する。

(注2) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当する。

## 2. 大規模小売事業者の定義(公正取引委員会規則)

○ 特定事業者となる「大規模小売事業者」(公正取引委員会規則で定めるもの)

一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次の①又は②のいずれかに該当するもの

① 前事業年度における売上高が100億円以上である者

② 次のいずれかの店舗を有する者

・ 東京都特別区及び政令指定都市において、店舗面積が3,000㎡以上・その他の市町村において、店舗面積が1,500㎡以上

(注) コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む(この場合、上記①の売上高については加盟する者の売上高を含む。)

## 3. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

### (1) 消費税の転嫁拒否等の行為

#### ① 減額, 買いたたき

- ・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

#### ② 商品購入, 役務利用又は利益提供の要請

- ・ 消費税の転嫁に應じること引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
- ・ 消費税の転嫁に應じること引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

#### ③ 本体価格での交渉の拒否

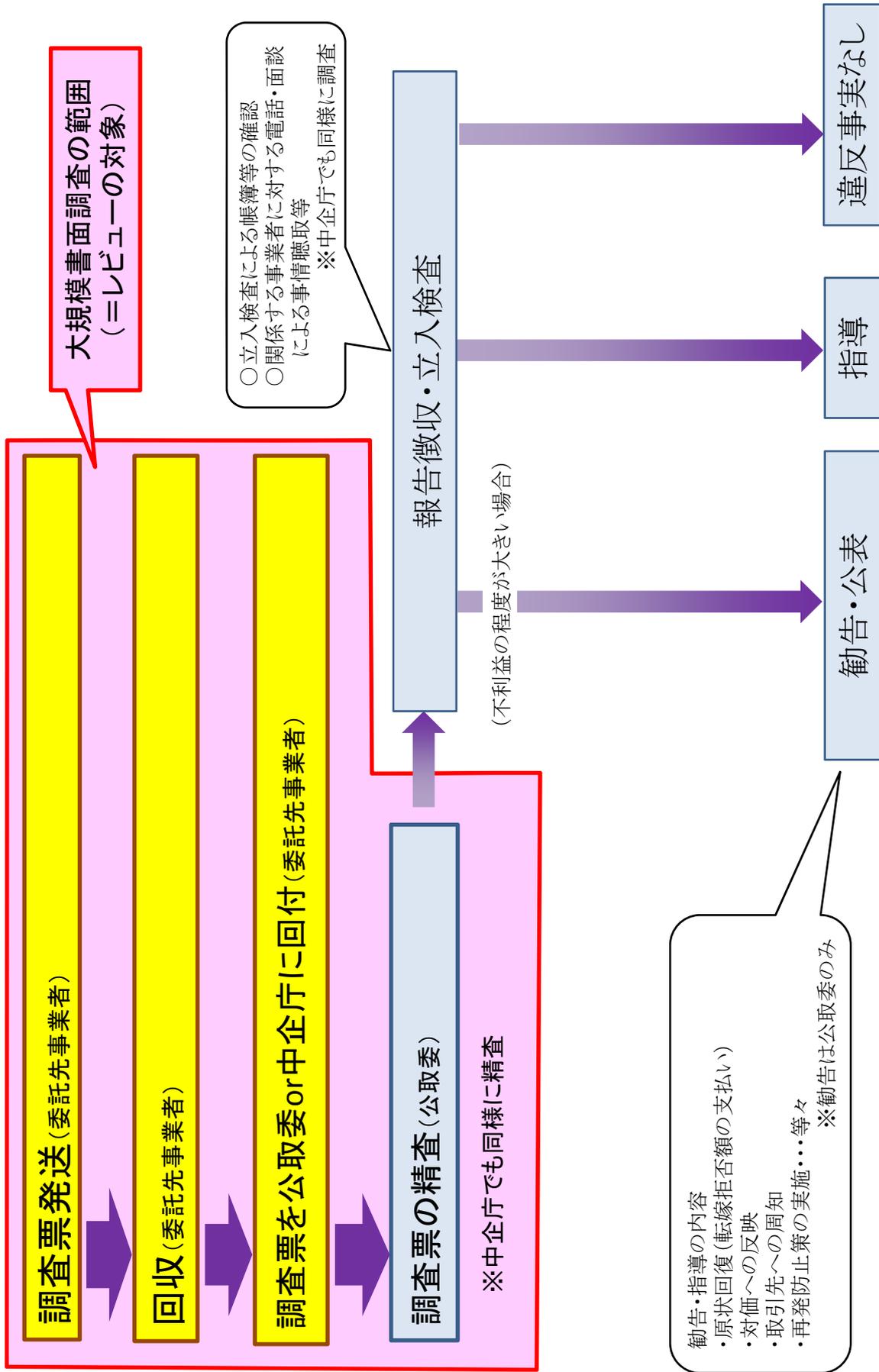
- ・ 商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格(消費税を含まない価格)を用いる旨の申出を拒むこと

### (2) 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること



# 大規模書面調査から調査～措置までの概略



## 消費税転嫁対策に係る立法府からの要請等

法律審議時の（衆）経済産業委員会附帯決議（平成25年5月17日）

政府は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保し、立場の弱い事業者が不利益を被ることのないよう、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 消費税増税分を適正に価格に転嫁できる環境を整えるため、関係事業者への定期的な大規模調査を行うとともに、立場の弱い事業者等のための相談窓口を全国に整備すること等により、転嫁の実態を正確に把握し、違反行為に対しては迅速かつ効果的に取り締まること。

（参）経済産業委員会（平成25年5月28日）発言抜粋

○宮沢洋一議員（自民党）

やはり国内で物を作る、物を売るという世界において、食物連鎖に例えれば、これは、大型小売店というのは頂点に立っております言わば肉食恐竜のようなものでございまして、こういう方についてはやはり相当しっかりと監視といいますか規制を付けていかなければ、例えば大きな食品メーカーであっても大きな電機メーカーであってもいろんな状況が生じているということは新聞等々載っておりますので、その辺をしっかりと対象にしていかなければいけないということで、対象に加えるといったような提言を自民党としてまとめさせていただきまして、それに基づいて今回政府が法律を出してきたと、こういうことであります。（中略）

大事なことは、悪質な、また広範な等々といった行為が行われたときには、公正取引委員会に徹底した特別調査を行うようにということを自民党として申し入れております。

そして、恐らくそれに従って公正取引委員会としては、セールを行っただけではなかなか動けないにしても、ちらほらと情報が入ってくるような状況になったときには徹底した特別調査といったものを行っていただかなければなりませんが、その辺どういふうなことを考えているか、特に特別調査の中身について、杉本公取委員長、お答えいただけますか。

○杉本和行委員長（公正取引委員会委員長）

消費税の引上げに当たりましては、大規模小売事業者の納入業者などの取引上の立場の弱い事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるようにすることが大変重要であると考え

ておりますので、本法案におきましても、今委員御指摘のように、大規模小売事業者と取引関係のある事業者は全て保護の対象とすることとしております。

公正取引委員会といたしましても、そういった大規模小売業者とその取引関係のある事業者の間で納入業者の方が比較的弱い立場にあるというのが概して言えることではないかと思っておりますので、こうしたことを念頭に置きまして、大規模小売業者については悉皆的に調査を行うことを考えております。

#### ○宮沢洋一議員（自民党）

その悉皆的というところが大変大事でありまして、もちろん全ての納入業者、取引業者、大変数多くありますから、全員ということは無理だと思えますけれども、悉皆的な調査をしっかりとやる体制を整えていただきたいし、そのために人員が足りないということであれば、来年度以降も我々としてはいろいろ協力をしていかなければいけないことだと思っております。

#### （衆）本会議（平成25年4月12日）発言抜粋

#### ○丸山穂高議員（日本維新の会）

国内の企業約十六万社に対しての書面調査も行う方針とのことですが、全ての中小企業を保護するといっても、日本の企業数の九九・七％、雇用の七割も占める全国約四百二十万社の中小企業に目が行き届くのかどうかという点について、まだまだ不安は拭い去れません。

予算や人員のさらなる確保を含めた一層の対策が必要かと思われませんが、安倍総理の見解をお伺いします。

#### ○安倍晋三内閣総理大臣

転嫁対策の体制整備についてお尋ねがありました。

政庁としては、転嫁対策にしっかり取り組むため、公正取引委員会や中小企業庁の人員を臨時的に増員します。

また、各省庁のみならず、地方自治体の相談窓口寄せられた情報の活用や、これまでを大幅に上回る規模の書面調査の実施等により、転嫁拒否等に対する是正、監視、取り締まりを徹底してまいります。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成30年3月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 (注2)	勧告 (注4)	措置 請求
10,136件	5,357件	3,977件 (154件)	43件 (8件)	10件

(注1) 調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

(注2) 転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(注3) 括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

(注4) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	152件	3件	155件
買いたたき (注5)	3,603件	43件	3,646件
役員利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計(注6)	4,085件	46件	4,131件

(注5) 買いたたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反に違反のおそれがあるものを含む。

(注6) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	524件	4件	528件
製造業	936件	1件	937件
情報通信業	523件	4件	527件
運輸業（道路貨物 運送業等）	239件	1件	240件
卸売業	278件	1件	279件
小売業	323件	8件	331件
不動産業	136件	8件	144件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	273件	0件	273件
学校教育・教育支 援業	106件	3件	109件
その他(注8)	639件	13件	652件
合計	3,977件	43件	4,020件

(注7) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注8) 「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、娯楽業等である。

# 消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

平成30年3月末時点

1	(株)JR東日本ステーションテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することによる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
2	(株)三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
3	山形市立病院済生館 (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
6	(株)ルネサンス (平成26年7月24日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
7	産業機械健康保険組合 (平成26年8月1日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

8～10	古野家グループ (株)古野家資産管理サービス (株)北日本古野家 (株)中日本古野家 (平成26年9月24日)	店舗等の賃貸借等の事業を行う(株)古野家資産管理サービス、外食業を行う(株)北日本古野家及び(株)中日本古野家の3社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 前段(減額)及び同号後段(買いたたき)
11	山佐産業(株) (平成26年10月22日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業(株)は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
12	東映アニメーション(株) (平成26年12月17日)	主にアニメーションの製作事業を行う東映アニメーション(株)は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
13	(株)トライグループ (平成26年12月19日)	学習指導事業を行う(株)トライグループは、 ① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。 ② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
14	住友不動産エスフォルタ(株) (平成27年1月30日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う住友不動産エスフォルタ(株)は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
15	(株)広島東洋カープ (平成27年2月26日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品(以下「グッズ」という。)の販売等を行う(株)広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

# 消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

平成30年3月末時点

16	大東建物管理(株) (平成27年3月19日)	不動産賃貸業等を行う大東建物管理(株)は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
17	コカ・コーラウエスト(株)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を行うコカ・コーラウエスト(株)及び西日本ビバレッジ(株)の2社は、それぞれ、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払っている。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
18	西日本ビバレッジ(株) (平成27年3月26日)		
19	アイフル(株) (平成27年3月27日)	貸金業を行うアイフル(株)は、店舗等の貸與人の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請等を行った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
20	アサヒグローバル(株)	住宅の建築工事を行うアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の2社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
21	アサヒグローバル三重(株) (平成27年4月2日)		
22	SMBCコンシューマーファイナンス(株) (平成27年5月22日)	貸金業を行うSMBCコンシューマーファイナンス(株)は、店舗等の貸與人の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
23	(株)建築資料研究社 (平成27年6月4日)	資格取得対策スクールの運営等の事業を行う(株)建築資料研究社は、 ① 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。 ② 事務所等の貸與人の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
24	(株)コインパーク (平成27年6月5日)	駐車場事業を行う(株)コインパークは、駐車場施設の貸與人の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
25	DCMダイキ(株)	日用品を販売するDCMダイキ(株)及び(株)ホームセンターコー(平成27年6月9日)	第3条第1号 後段 (買いたたき)
26	(株)ホームセンターコー (平成27年6月9日)		
27	(株)西松屋チェーン (平成27年6月12日)	乳幼児等の衣料品等を販売する(株)西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
28	(株)主婦と生活社 (平成27年7月9日)	雑誌等の出版業を行う(株)主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
29	(株)穴吹ハウジングサービス (平成27年10月2日)	駐車場事業等を行う(株)穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請を行った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
30	アイディホーム(株) (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を行うアイディホーム(株)は、戸建住宅の建築工事に伴う大工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
31	(株)アーネストワン (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を行う(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
32	(株)東光高岳 (平成28年1月20日)	電力機械器具等の製造販売等を行う(株)東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

33	(株)Q配サービス (平成28年6月16日)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を行う(株)Q配サービスは、 ① 荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
34	(株)松下サービスセン	住宅等の建築リフォーム工事を行う(株)松下サービスセン及び(株)APサービスセン	第3条第1号 後段 (買いたたき)
35	(株)APサービスセン ター (平成28年8月31日)	① サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。 ② 駐車場の賃貸人等の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
36	(株)KATEKYOグループ ブ (平成28年10月21日)	学習塾の運営等を行う(株)KATEKYOグループは、 ① 学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
37	(株)スパーホテル (平成29年2月22日)	ホテル業を行う(株)スパーホテルは、 ① 支配人業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② ホテル建設、税務会計等に関する指導業務等(「顧問業務」)を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ③ 朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

38	(株)帝国データーバンク (平成29年3月9日)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を行う(株)帝国データーバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
39	住友不動産(株) (平成29年7月14日)	不動産取引業、建築工事業等を行う住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
40	(株)ニチイ学館 (平成29年9月14日)	教育講座の運営等の事業を行う(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
41	(株)西日本新聞社 (平成29年12月14日)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を行う(株)西日本新聞社は、 ① 日刊新聞の販売促進業務(新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務)を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
42	エコロシテイ(株) (平成30年2月1日)	駐車場事業を行うエコロシテイ(株)は、駐車場の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)

43	(株)山野楽器 (平成30年2月6日)	音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、音楽教室の運営等の事業を行う(株)山野楽器は、 ① 音楽教室の生徒に対する楽器の演奏等の指導業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 自社が販売する楽器を顧客が選定するための助言等を行う業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに手数料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
----	------------------------	--	-------------------------



〒100-8978

「協力依頼」

漢字住所1

漢字住所2

漢字住所3

企業名1

企業名2

御中

貴社の企業番号：●●●●●●●●

←回答用紙に記載いただく企業番号です。

カスタマーバーコード印字位置

管理コード印字位置

中小企業庁

事業環境部 消費税転嫁対策室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

公正取引委員会

中小企業庁

## 消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成29年度） への御協力のお願について

日頃から行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題となる行為の是正につなげるための共同調査を実施しています。

回答は任意となっていますが、調査への御協力をお願いします。

なお、御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください。

お問い合わせ先（平成29年5月9日から平成30年3月30日まで）

**照会専用ナビダイヤル：0570-050-510**

（「照会センター」受付時間：平日9時～18時 ※年末年始を除く。）

<お詫び>

- 一般の固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合、通話料金は、全国どこからでも、3分間8.5円（税込9.18円）のご負担となります。  
なお、携帯電話及びPHSからは20秒10円（税込10.8円）となります。
- 調査票は、集中的に発送しておりますので、電話がかかりづらい状況となることがあります。  
回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しください。よろしくお願いいたします。
- 中小企業庁ホームページ/消費税転嫁等拒否に関する調査  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>

代 表 者 殿

公 正 取 引 委 員 会

中 小 企 業 庁 長 官

### 消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成29年度）

公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者（以下「供給事業者」といいます。）が、供給先の法人事業者（以下「取引先法人事業者」といいます。）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげることを目的とする調査を行っています。

貴社が供給事業者（取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者）である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします（消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。）。

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。また、取引先法人事業者に対して調査を行う場合は、本調査に回答していただいた供給事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意です。）。

#### 記

- 1 提 出 物 回答用紙（貴社に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者について回答してください。参考となる資料も添付できます。）  
(注) 問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合は、回答いただく必要はありません。
- 2 提 出 方 法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。
- 3 提 出 期 限 平成30年1月4日（木）（提出期限を過ぎても提出いただけますが、返信用封筒の差出有効期限〔使用期限：平成30年3月31日〕に御注意ください。）

御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください（平成29年5月9日から平成30年3月31日まで設置しています。）。

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510 受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く。）

<お詫び> 固定電話の場合、通話料金は、全国一律で3分間8.5円(税込9.18円)のご負担となります。

回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくさいますよう、お願いいたします。

公正取引委員会・中小企業庁

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。また、取引先法人事業者に対して調査を行う場合は、本調査に回答していただいた供給事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心して回答してください（回答は任意）。

一般消費者との取引のみを行う方は、回答の必要はございません。事業を廃止している方は、「貴社の企業番号」を必ずご記入の上、F欄に「廃業」と明記し返送ください。

※ **記入例** もご覧ください。また、記入に当たり消せるボールペンは使用しないでください。

回答用紙記入日 平成 年 月 日

A 回答内容の確認に御協力いただける場合は、次欄に必要事項を記入してください（可能な範囲で記入してください。）。

貴社	フリガナ	
	回答された方の氏名	(企業名は記入不要)
	電話番号（携帯可）	- -
	貴社の企業番号 右肩に「協力依頼」と記載 の文書に印字しています。	J又はKから始まる8桁の記号番号  (記入後→「B」へ)

B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 はい（いる） (→「C」へ)
2 いいえ（いない） (→調査の対象外となりますので返信の必要はありません。)

C 貴社が、法人事業（商品・サービスの販売・提供先）へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 「税込み（内税）」で決められているものがある (→「D」へ)
「税込み（内税）」の価格の例 108円（税込）
2 全て「税抜き（外税）」で決められている (→「E」へ)
「税抜き（外税）」の価格の例 100円（本体価格）+8円（消費税）

D 「C」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み（内税）」で決められている価格は、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、どのような変化がありましたか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】 (記入後→「E」へ)

1 価格を据え置かれたものがある
据え置かれた価格の例 平成26年3月以前 105円（税込） ⇒平成26年4月以後 105円（税込）
2 価格を下げられたものがある
下げられた価格の例 平成26年3月以前 105円（税込） ⇒平成26年4月以後 100円（税込）
3 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある
一部が上がった価格の例 平成26年3月以前 105円（税込） ⇒平成26年4月以後 106円（税込）
4 全て消費税率引上げ分、上がっている
上がった価格の例 平成26年3月以前 105円（税込） ⇒平成26年4月以後 108円（税込）

裏面に続きます↓

E 消費税率が8%になった後（平成26年4月以後）の取引に関して、貴社は、法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）からいずれかの行為を受けたことがありますか。

【該当する番号の全てを○で囲んでください】（1～4に該当する場合は、記入後→「F」へ）

1	代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 (同封の記入例やパンフレット【POINT ①「減額」】をご参照ください。)
2	価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 (同封の記入例やパンフレット【POINT ②「買ったたき」】をご参照ください。)
3	取引先から、消費税率引き上げ分を上乗せする代わりに、商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められた。 (同封の記入例やパンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。)
4	本体価格での交渉に応じてもらえなかった。 (同封の記入例やパンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。)
5	「1」～「4」に該当する行為は受けたことがない。（設問は以上です。）

F 「E」で「1」～「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。  
貴社が、「E」で回答いただいた行為を法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）から受けた時期・具体的内容を記入してください。（記入後→「G」へ）

行為を受けた時期	平成	年	月頃
（法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）が行った行為の具体的内容を記入してください。）			

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモ等のコピー（関係文書）を添付することもできます。

G 「D」で「1」～「3」、 「E」で「1」～「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引をしている法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報等を、可能な範囲でなるべく詳細に記入してください（複数記入可）。

問題の法人事業者取引先	フリガナ				
	名称				
	主な事業	（一例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など）			
	本社所在地	都道府県		市区町村	
		番地等			
		電話番号	— —		
	貴社との取引窓口	事業所名等			
貴社との取引内容					

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、ホームページを印刷したもの等（名称・所在地が分かるもの）を添付することもできます。

**設問は以上です。**御協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手は不要です）。

# 記入例 (表面)

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査 (平成29年度)  
回答用紙

秘

公正取引委員会・中小企業庁

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。また、取引先法人事業者に対して調査を行う場合は、本調査に回答していただいた供給事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心して回答してください (回答は任意)。

一般消費者との取引のみを行う方は、回答の必要はございません。事業を廃止している方は、「貴社の企業番号」を必ずご記入の上、F欄に「廃業」と明記し返送ください。

※ **記入例** もご覧ください。また、記入に当たり消せるボールペンは使用しないで下さい。

1. 一般消費者への商品の販売やサービスの提供は、消費税転嫁対策特別措置法の対象外となっておりますので、該当の場合は返信の必要はございません。

回答用紙記入日 平成 29 年 〇 月 〇 日

2. 回答用紙に御記入いただいた日を記入してください。

A 回答内容の確認に御協力いただける場合は、次欄に必要事項を記入してください (可能な範囲で記入してください)。

貴社	フリガナ	コウリ タロウ
	回答された方の氏名	公取 太郎 (企業名は記入不要)
	電話番号 (携帯可)	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	貴社の企業番号 右肩に「協力依頼」と記載の文書に印字しています。	J又はKから始まる8桁の記号番号 K 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 (記入後→「B」へ)

3. 封筒に「協力依頼」と右肩に書かれた文書が同封されておりますので、そちらに記載されたJ又はKから始まる番号を記入してください。

B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1	はい (いる) (→「C」へ)
2	いいえ (いない) (→調査の対象外となりますので返信の必要はありません。)

C 貴社が、法人事業者 (商品・サービスの販売・提供先) へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1	「税込み (内税)」で決められているものがある (→「D」へ)
	「税込み (内税)」の価格の例 108円 (税込)
2	全て「税抜き (外税)」で決められている (→「E」へ)
	「税抜き (外税)」の価格の例 100円 (本体価格) + 8円 (消費税)

D 「C」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み (内税)」で決められている価格は、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、どのような変化がありましたか。【該当する番号の全てを○で囲んで下さい】 (記入後→「E」へ)

1	価格を据え置かれたものがある
	据え置かれた価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) ⇒平成26年4月以後 105円 (税込)
2	価格を下げられたものがある
	下げられた価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) ⇒平成26年4月以後 100円 (税込)
3	消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある
	一部が上がった価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) ⇒平成26年4月以後 106円 (税込)
4	全て消費税率引上げ分、上がっている
	上がった価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) ⇒平成26年4月以後 108円 (税込)

4. 平成26年4月の消費税率8%への引き上げ (5%から8%) に伴い、「税込み (内税)」で決められた価格がどのような変化をしたのか、それぞれの例を御確認いただき、回答をお願いします。

裏面に続きます↓

E 消費税率が8%になった後 (平成26年4月以後) の取引に関して、貴社は、法人事業者

6. 「消費税率引上げ分、上がっている」場合には、例のほかにも、「税込み (内税)」から「税抜き (外税)」に変わり、消費税率引上げ分が適正に上乗せされている場合も該当します。具体的には、以下のような場合です。

平成26年3月以前 105円 (税込)  
⇒平成26年4月以後 100円 (本体価格) + 8円 (消費税)

5. 「据え置かれた」とは「税込み (内税)」で決められた価格が消費税率引き上げ前後で価格が変わっていない場合のことを指します。

# 記入例 (裏面)

E 消費税率が8%になった後（平成26年4月以後）の取引に関して、貴社は、法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）からいずれかの行為を受けたことがありますか。

【該当する番号の全てを○で囲んで下さい】（1～4に該当する場合は、記入後→「F」へ）

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。<br>(同封の記入例やパンフレット【POINT ①「減額」】をご参照ください。)                                |
| 2 | 価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。<br>(同封の記入例やパンフレット【POINT ②「買ったたき」】をご参照ください。)                             |
| 3 | 取引先から、消費税引上げ分を上乗せする代わりに、商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められた。<br>(同封の記入例やパンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。) |
| 4 | 本体価格での交渉に応じてもらえなかった。<br>(同封の記入例やパンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。)                                       |
| 5 | 「1」～「4」に該当する行為は受けなかった。（設問は以上です。）   |

7. 例えば、平成26年4月以後に納めた商品について、既に取り決めていた対価の一部を、合理的な理由なく減じて支払われた。

8. 例えば、平成26年3月以前から役務を提供している取引先との契約単価が、平成26年4月以降も消費税分を引き上げる事なく据え置かれている。

F 「E」で「1」～「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。

貴社が「E」で回答いただいた行為を法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）から受けた時期・具体的内容を記入してください。（記入後→「G」へ）

行為を受けた時期	平成 20 年 0 月頃
（法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）が行った行為の具体的内容を記入してください。）	
（例）〇〇株式会社の△△部長から、消費税率引上げ分については、支払わないで据置きにするとされた。	
（例）〇〇株式会社に税抜き価格による価格交渉を求めたが、に応じてもらえなかった。	

9. 設問Eで回答いただいた行為について可能な範囲で具体的に記載ください。同封のパンフレット（カラー刷り）の2～3頁も参考にしてください。また、関連する資料を同封することもできます。

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモ等のコピー（関係文書）を添付することもできます。

G 「D」で「1」～「3」、 「E」で「1」～「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引をしている法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報を、可能な範囲でなるべく詳細に記入してください（複数記入可）。

問 題 法 人 事 業 者 の 取 引 先	フリガナ				
	名称	〇〇株式会社			
	主な事業	（一例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など） 小売業			
	本社所在地	都道府県		市区町村	
		番地等			
		電話番号	-		
	貴社との取引窓口	事業所名等	本社営業部 △△部長		
貴社との取引内容	生鮮食料品の納入				

10. 設問D～Fで回答いただいた行為をした法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）について記入してください。各欄とも、お分かりになる範囲で構いません。また、関連する資料を同封することもできます。

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、ホームページを印刷したもの等（名称・所在地が分かるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。御協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手は不要です）。

11. 同じ名称の事業者が多数存在しています。契約書や支払通知書等にありますが名称・住所などを詳細に記入いただけると、こちらが調査を行う際に特定しやすくなります。

# 転嫁拒否等の行為の是正

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています（平成25年10月1日から平成33年3月31日までの措置）。

今般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

## ▶消費税の転嫁拒否等の行為の規制対象

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

## 特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※1) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

(※2) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当し規制対象となります。

(※3) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当します。

## ▶消費税の転嫁拒否等の禁止行為

①減額、②買ったたき、③商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、⑤報復行為

## POINT ① 減額

特定事業者は、消費税率引上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

### 〈具体例〉

- ▶リポートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リポートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う方法

【以下のような場合には、減額とはなりません】

### 〈具体例〉

- ▶商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



## POINT ② 買ったたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

### 〈具体例〉

- ▶原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前そのまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合
- ▶消費税の免税事業者であることを理由に、合理的な理由がないにもかかわらず、消費税率引上げ分を上乗せせず対価を定める場合



注 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

【以下のような場合には、買ったたきとはなりません】

### 〈具体例〉

- ▶大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

### POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってははいけません。

#### 〈具体例〉

- ▶ 消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、
  - 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
  - 協賛金を要請する場合
  - 取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ▶ 取引先に対し、消費税率の引上げに対応した受発注システム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- ▶ 自社の費用負担を明確にすることなく、取引先に対し、消費税率の引上げに対応した値札の変更や値札の付け替え作業を要請する場合



### POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格<sup>(※)</sup>での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

(※) 消費税を含まない価格

#### 〈具体例〉

- ▶ 本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- ▶ 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶ 税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



### POINT ⑤ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってははいけません。

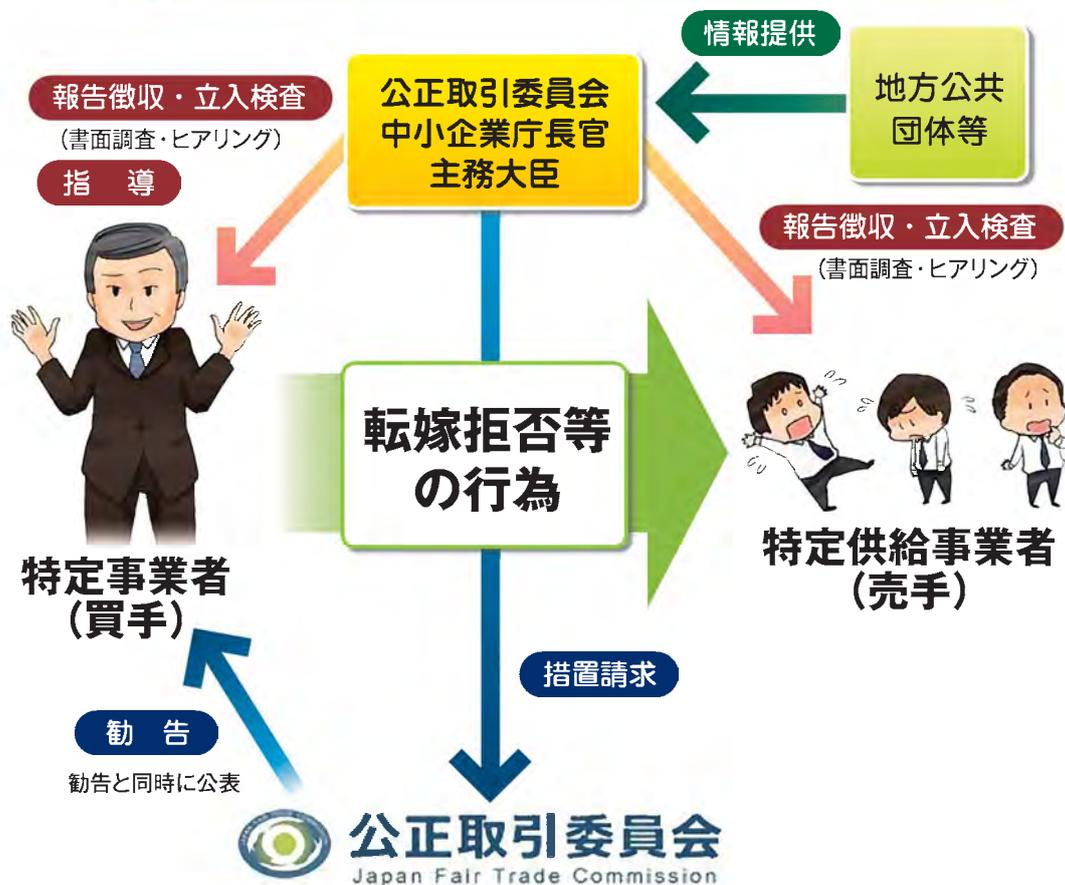
## 消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。  
なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。

(注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

### 消費税の転嫁拒否等の行為に対するスキーム



# 送付用封筒

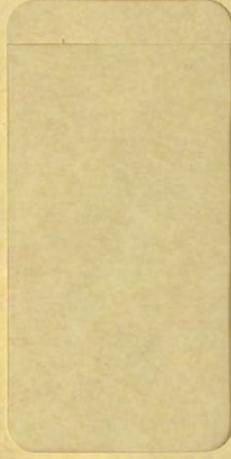
料金別納郵便

お問い合わせ先(平成29年5月9日から平成30年3月30日まで)  
公正取引委員会・中小企業庁「照会センター」  
照会専用ナビダイヤル: 0570-050-510  
受付時間: 平日9時~18時(年末年始を除く)

<お詫び> 一般の固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合、通話料金は、全国どこからでも、3分間8.5円(税込9.18円)のご負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、03-5638-5235もご利用いただけます。(通常の通話料金になります。) 回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくさいますよう、お願いいたします。(差出人)

この郵便物(調査票)は、貴社等が取引先法人事業者から、消費税の軽減拒否等の法律上問題のある行為を受けていないか(被害を被っていないか)の実態を把握するために、随時発送しているものです(回答は任意)。

●この調査に関して、官公庁の職員が、年齢や所得などの個人情報を行うことは一切ありません。ご注意ください。





料金受取人払郵便

1 0 0 - 8 8 7 1

銀座局承認  
3210

差出有効期間  
平成30年3月  
31日まで

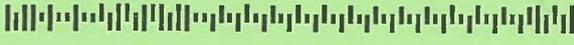
東京都千代田区霞が関一―三―一

経済産業省

中小企業庁事業環境部

消費税転嫁対策室  
行

29 供給 回答用紙在中



お問い合わせ先  
公正取引委員会・中小企業庁「照会センター」  
電話番号 0570-050-510  
受付時間 土日祝日を除く  
9:00~18:00

返信用封筒

## 執行額等と運用実績の経年比較〔公取部分〕

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4か年度合計
A. 書面調査執行額【円】	501,000,000	568,000,000	389,000,000	385,000,000	1,843,000,000
B. 書面調査発送数【通】	3,494,569	3,219,575	3,076,003	3,124,510	12,914,656
C. 勧告件数【件】	19	13	6	5	43
D. 指導件数【件】	316	349	362	370	1,397
E. 原状回復額【円】	411,530,000	674,440,000	929,570,000	810,080,000	2,825,620,000
F. 原状回復を行った事業者数【名】	228	333	293	357	1,211
G. 原状回復を受けた事業者数【名】	33,094	25,059	36,137	20,759	115,049
H. 違反事業者1社当たり原状回復額【円】(E/F)	1,804,956	2,025,345	3,172,594	2,269,132	
I. 違反事業者1社・1年当たり原状回復額【円】 (Hを26年度は0.5、27年度は1.5、28年度は2.5、29年度は3.5で除したもの)	3,609,912	1,350,230	1,269,038	648,323	



# 消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査結果の推移について (価格転嫁の状況)

	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年5月	平成30年2月
A. 全て転嫁できている	79.0%	85.5%	83.4%	88.6%	88.1%
B. 一部を転嫁できている	13.1%	8.4%	8.1%	5.0%	4.9%
C. 全く転嫁できていない	3.8%	3.7%	3.8%	1.9%	2.0%
D. その他 (経営戦略上、転嫁しなかった場合など)	4.1%	2.4%	4.7%	4.6%	5.0%

※ 本表は、経済産業省において、平成26年4月の消費税率引上げを踏まえ、転嫁状況を定期的にモニタリングするため実施している「消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査」(事業者へのアンケート調査)結果をまとめたもの  
 ※ モニタリング調査の対象事業者数は各回 40,000者



## 消費税転嫁対策特別措置法の運用による影響等について

### 措置を採ったことによる影響

- 1 情報通信業を営むA社に対し立入検査を実施したところ、当該事業者は既に違反行為を取りやめていた。同社の加盟業界団体は、傘下企業が公正取引委員会から勧告を受けたため、消費税転嫁対策特別措置法の遵守と再点検を促す書面を加盟各社に発出しており、当該立入検査先は、この要請文書に基づき、自主的に、従来内税で定めていた委託料を外税方式に改めるとともに、支払金額を是正した。
- 2 サービス業を営むB社に対し、買ったたき行為について指導を行ったところ、同じ業界団体に所属する同業他社が、当該指導の事実を知り、自社が現在行っている行為が消費税転嫁対策特別措置法に違反することに気が付き、違反行為を取りやめるとともに公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 3 製造業を営むC社に対し、買ったたき行為について指導を行ったところ、当該事業者の親会社及びそのグループ会社十数社が、同様の違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 4 情報通信業を営むD社に対し、買ったたき行為について指導を行ったところ、同社のグループ会社数社が、違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 5 情報通信業を営むE社に対し、買ったたき行為について勧告・公表を行ったところ、その直後、新聞報道で当該事件を知った同業他社が、自主的に社内点検を行い、違反行為を取りやめ、取引先に転嫁拒否額を支払うとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 6 生活関連サービス業を営むF社に対し、買ったたき行為について勧告・公表を行ったところ、その直後、複数の同業他社が、同様の違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 7 違反事件の端緒情報を申告した人に対し、なぜ申告するに至ったか確認したところ、「公取委が勧告した事件の報道を見て、申告する背中を押された」

と話していた。なお、当該申告人から寄せられた情報は、別の新たな勧告事件の端緒情報となり、その後勧告・公表に至った。

- 8 ある事業者に対し勧告を行ったところ、当該事業者から公正取引委員会に対し、違反行為を受けていた特定供給事業者が、同社から原状回復があった旨の報告と合わせて、類似事件の申告が行われた。

### **書面調査等を行ったことによる影響**

- 9 情報通信業を営むH社が、書面調査の調査票を受け取ったことを契機に社内点検を実施し、その結果発見された違反行為の取りやめ・是正と、取引先に対する転嫁拒否額の支払いを自主的に行った。
- 10 生活関連サービス業を営むG社に対し立入検査を実施したところ、当該事業者の親会社名で「今般、2014年当時の消費税の転嫁状況について、当社グループ各社に対する調査が増えています。当該調査において、消費税特措法が徹底されておらず行政指導を受ける可能性がある事案が発生しておりますので、他のグループ各社における消費税特措法遵守状況について緊急点検をさせていただくものです」と記載された文書が確認された。また、当該事業者は、この文書を受け、立入検査前に、違反行為を取りやめ、取引先に対し、転嫁拒否額の大部分を支払っていた。

### **施策全体に対する評価**

- 11 「消費税の転嫁に関する調査票は頻繁に送られてくる記憶がある。頻繁な調査に価値があると思う。」（地方の有識者との懇談会）
- 12 「当社に消費税転嫁に関するアンケートが届いた。このアンケートは、事業者が消費税転嫁対策特別措置法について知るきっかけを与えたり、また、消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為を抑止させる効果もあると思う。」（地方の有識者との懇談会）
- 13 「大手の横暴は、ここに出席している皆さん受けているもの。公取としては、悉皆調査等を行って把握し、指導すべき」（地方の有識者との懇談会）

- 14 「公正取引委員会が消費税の円滑かつ適正な転嫁のために種々の取組を行っていることにより、事業者間取引においては消費税の転嫁がきちんと行われているというのが実感である。」(地方の有識者との懇談会)
- 15 「今回の8%へ消費税率が引き上げられたときは、公正取引委員会が消費税の転嫁について広報し、転嫁の状況をきちんと監視してくれたおかげと、我々業界における公正取引協議会で転嫁カルテルを申請したことで、取引先とは品質で商談ができ、本体価格で取引が成立して、それに8%の消費税を転嫁するということが確実にできている」(地方の有識者との懇談会)
- 16 「消費税転嫁対策調査室を設置し、各種の取組を実施したことにより、消費税の転嫁拒否等の行為に対し迅速かつ厳正に対処するという公正取引委員会の方針が社会に伝わり、違反行為を抑止する効果が出ていると考えている。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 17 「消費税転嫁対策特別措置法ではどのような行為が違反となるのかについての広報や、違反行為が行われた時に厳正に対処して発表することなど、公正取引委員会のきめ細かな情報発信により、消費税率引上げ分はスムーズに転嫁されているとの印象を持っており、公正取引委員会の活動を評価している。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 18 「本体価格で価格交渉をしており、本体価格に8パーセントを乗じた額を加えて請求し、請求額どおり支払われているので、問題なく消費税率の引上げ分を転嫁できている。これは、公正取引委員会の活動のおかげであり、消費税率が10パーセントに引き上げられる際も、問題は起きないと思う。」(下請取引等改善協力委員からのヒアリング)
- 19 「消費税の転嫁拒否等への対策について、消費税率が5パーセントに引き上げられた際には取引先から多くの値下げ要請があったが、消費税率が8パーセントに引き上げられた際にはそういった要請は全くなく、非常に大きな効果があった。消費税率が10パーセントに引き上げられる際には8パーセントに引き上げられた際と同様に対応いただくことを望む」。(下請取引等改善協力委員からのヒアリング)

- 20 「スーパー、量販店等の大手小売りに、納入する組合員は多いが、消費税の転嫁は外税で行われている。税率が8%に引き上げる平成26年4月1日前後に、今回の場合は政府が強力に転嫁拒否を取り締まったことで、特に大規模小売業者からの圧力に耐えることができた。公取委の活躍には業界としても感謝している。大規模小売が価格に転嫁させない行為（買ったたき）等を行えなかったことで、ましてや、他の納入事業者からは問題となる行為があったとの報告は受けていない。」（納入業者等へのヒアリング）
- 21 「消費税引上げの都度、消費税を転嫁できなくて困っていた。今回は政府の方も取り締まるような法律をつくり心強い。」（納入業者等へのヒアリング）
- 22 「役所から転嫁阻害を受けていないかといったヒアリングを受け感謝している。」（納入業者等へのヒアリング）
- 23 「消費税率引上げに際して、消費税分を減額してほしいとの要請はなかった。業界団体に加盟する各社は、貴委員会のおかげであると話している。」（納入業者等へのヒアリング）
- 24 「前回の税率アップの際にはいろいろありましたが、今回の増税は現時点では全く転嫁拒否の話はありません。ピタッと無くなっています。法律ができたことや公取さん、中企庁さんの監視の動きが新聞などマスコミ報道され、それが効いているものと思う。助かっています。」（書面調査回答者へのヒアリング）
- 25 「今回の増税については外税の8パーセントで交渉は上手くいった。今回は公取や中小企業庁さんの監視もあり、特措法もあるので、問題をクリアできている。」（書面調査回答者へのヒアリング）